

令和3年度第1回水道水質検査法検討会 議事要旨

1 日時

令和3年7月6日（火）13：30～16：30

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者（敬称略）

委員 五十嵐良明（座長）、小坂浩司、小林憲弘、神野透人、鈴木俊也、高木総吉、
高見澤雅彦、中村弘揮、林幸範、広木孝行、宮田雅典

事務局 横井三知貴、上島功裕、籠田大介、金崎隆宏

（以上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道水質管理室）

4 議題

- （1）検査方法告示の改正について
- （2）残留塩素検査方法告示の改正について
- （3）その他の検査法の改正について

5 議事

- （1）検査方法告示の改正について

○残留塩素除去剤としてのチオ硫酸ナトリウムの適用範囲の拡大について

検査方法告示（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号））では、試料に残留塩素が含まれる場合の措置が別表ごとに規定されている。今般、別表第14、15、17、17の2、25、26、28、28の2、29及び29の2において、残留塩素除去剤としてチオ硫酸ナトリウム溶液を使用可能であることが確認されたことから、当該別表にチオ硫酸ナトリウム溶液を追加することとした。併せて、チオ硫酸ナトリウム溶液等の試薬の添加割合について記載を統一することとした。

○陰イオン界面活性剤のLC/MS/MS法に関する検討について

直接注入による液体クロマトグラフ質量分析法に関する検証状況を確認し、今後検証すべき課題について検討した。

- （2）残留塩素検査方法告示の改正について

○携帯型残留塩素計測定法について

- ・残留塩素検査方法告示（水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号））に別表第6として追加する携帯型残留塩素計測定法の案について検討した。
- ・携帯型残留塩素計測定法では、装置の性能を発揮するため、装置の製造者又は販売者により測定精度が確認されている試薬に使用を限定する。また、同様の考え方から、別表第4における試薬についても、装置の製造者又は販売者により測定精度が確認されている試薬に改めることとした。
- ・別表第4及び5において、遊離残留塩素校正用標準液を用いる方法によりスパン校正を行うこととしているところ、検水を用いる方法によるスパン校正も可能であることから、検水を用いる方法を追加することとした。
- ・別表第5において、ゼロ校正水を用いる方法によりゼロ点校正を行うこととしているところ、機器によってはゼロ校正水を用いない方法も取扱説明書に定められていることから、機器の取扱説明書に定めがある方法を追加することとした。

(3) その他の検査法の改正について

○農薬類の検査方法について

水道水質基準逐次改正検討会で示された農薬類目標値の見直し案を基に、通知法（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）別添4 水質管理目標設定項目の検査方法）における農薬類の検査方法の見直しについて検討した。メチダチオンについてはそのオキソン体も測定対象に追加する案であることから、メチダチオンオキソン体の検査方法開発を行うこととした。

以上